自衛隊災害派遣要請の概要

1 派遣形態

- (1) 要請による災害派遣(自衛隊法第83条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条)
 - ア 長官又はその指定する者(訓令第3条に定める者。本県において具体的に長官の定める者とは 駐屯地司令の職にある部隊等の長、すなわち第8普通科連隊長となる。)は、災害に際して災害 派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、 やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。
 - イ 指定部隊の長(本県においては第8普通科連隊長)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

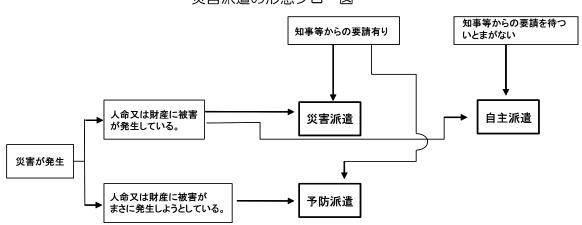
災害派遣の要請は、現実に災害が発生し被害が出ている場合及び災害による被害は 未だ発生していないが、まさに発生しようとしている場合の両面で行なうことができる。 後者を「自衛隊の災害派遣に関する訓令」11条では「予防派遣」として規定している。

(2) 自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書き)

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(3) 近傍災害派遣(自衛隊法第83条第3項)

庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、 部隊等の長(駐屯地司令である必要はない。)は、部隊等を派遣する。



災害派遣の形態フロー図

2 派遣基準

/// //	派是 至一			
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければなら		
3		ない必要性があること。		
要	緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない情況であること		
件	非代替性	他の機関では対処不能か能力が十分でなく自衛隊で対処する必要性があ		
		ること		

3 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護および応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収(終了)段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可 否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」「民心の安定」 「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施する こととされている。

4 災害派遣要請権者等

(1) 災害派遣を要請することができる者

(要請による災害派遣:自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条)

- ア 都道府県知事
- イ 海上保安庁長官
- ウ 管区海上保安本部長
- 工 空港事務所長
- (2) 都道府県知事に災害派遣の要請を行うことができる者:市町村長

なお、市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災対策法第68条第2項の1及び2)

5 自衛隊の初動派遣部隊の待機態勢

阪神・淡路大震災以降、自衛隊では初動派遣部隊態勢をとっており連隊規模で1つ中隊が初動派遣部隊として指定されている。地震発生の場合は、震度「5弱」以上において出動態勢をとり派遣される場合がある。また、中部方面区を担任する中部方面航空隊は、中型ヘリコプター2機を偵察等のため課業時間中30分待機、それ以外の場合は1時間待機させている。

6 第13旅団・第8普通科連隊及び自衛隊鳥取地方協力本部の任務

(1) 第13旅団

旅団長は、災害対策本部会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言する。

(2) 第8普通科連隊

連隊連絡幹部は、災害対策本部に参画し、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。また、連隊長の意向を受けて対策決定等に対し助言する。

(3) 自衛隊鳥取地方協力本部

自衛隊鳥取地方協力本部は、第8普通科連隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し第8普通科連隊長に協力する。

7 自衛隊の指揮体制等

- (1) 自衛隊の指揮機関や連絡調整要員は、県災害対策本部の他、県の現地災害対策本部及び活動先の市町村災害対策本部にも配置される。指揮の一元化を図るため、付図1に示すようにそれぞれ単位の異なる指揮機関及び調整要員はひとつの指揮系統の中に位置づけられる。
- (2) 自衛隊と県本部等の連絡調整系統 付図2のとおり。
- (3) 第8普通科連隊の編成 付図第3のとおり。

(4) 初動派遣部隊の指定 付図第4のとおり。

8 部隊等の活動内容

詳細
車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集
広範囲:ヘリコプター映像伝送(中部方面航空隊)
詳 細:偵察隊の有するオートバイ
避難者の誘導・輸送等
行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
利用可能な消防車(各駐屯地に1~2台)及びその他の防火用具
を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機(中型
・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供)
道路若しくは水路が損壊又は障害物がある場合の啓開・除去
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策(薬剤等は通常関
係機関が提供)
参考例:阪神・淡路大震災時における避難所への巡回診療
災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
被災者等の怪我人及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は
航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水の支援
「防衛省の管理に属する物品の無償貸与等に関する省令」に基づ
き被災者に対し生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等危険物の
保安処置及び除去
その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

9 自衛隊が派遣された場合の必要スペース

(1) 県庁内の必要スペース

		前方指揮所が設置さ	前方指揮所が設置さ	
		連隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合	れなかった場合
人	員	約20名	約10名	2名
		小型車両×6	小型車両×2	小型車両×1
装	備	中型車両×2	中型車両×1	
		車両・携帯無線機		
必	屋	駐車	用 地 積	
要	外	10台分を確保	3台分を確保	1 台分を確保
地屋箔動のための必要面積				
積	内	(10m×10m)を 2~3 部屋	(10m×10m)を 1~2 部屋	災害対策本部室内

※県庁内において活動するための必需品

電話機、コピー機、プリンター、事務用品、災害用優先携帯電話(衛星携帯)

(2) 派遣部隊が集結 (野営) するための必要地積 (平成7年阪神・淡路大震災の実績より)

派遣部隊	必 要 な 地	3 積	備考
1 口中隊	2, 500m²	50m× 50m	駐車場、天幕展張及
1 □連隊	20, 000m²	100m×200m	び炊事所等を含む。
旅団主力	160, 000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

集結地(野営地)は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむ得ない場合を除き

1コ中隊が同一地に集結できる地域を選定することが望ましい。

(3) ヘリコプターの離着陸するための必要スペース

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で駐
中型ヘリ ※2	36m×30m	機地積は別とする。
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1:OH-6及びTH-480Bで航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型へりをいう。

※2: UH-1 J及びUH-60で※1の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型へりをいう。

※3:人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

10 経費負担区分の参考例

内容	県	自 衛 隊
1 災害派遣部隊が救援	〇 救援活動に使用した資材	〇 救援活動をしている部隊の隊
活動を実施するため必	•機材・燃料費	員の給食費
要な資機材(自衛隊の装	〇 救援活動に使用した資機	〇 自衛隊の業務(活動計画・報
備に係るものを除く。)	材のリース料(フォークリ	告)にかかる費用
等の購入費及び修繕費	フト及び電源等)	(レンタルコンピューター、文
	〇 救援活動に使用したため 破損した資機材の修理費	具、P/C関係、及び道路地図 等)
	W摂した負機物の修理員 ○ 無償貸し付けの物品の返	3,
	納等にかかる費用	〇 除雪用器財(ショベル等)
	○ 風呂・炊事等の機材維持	
	及び撤収後の清掃用具	
	次の版状後の肩胛石具	
	入又は借用したが使用しな	
	かった物品と、その取得に	
	かかる費用	
2 災害派遣部隊の宿営	〇 借り上げ、貸与された施	〇 銭湯等の使用料
に必要な土地・建物等の	設のトイレ及びシャワーの	〇 宿営部隊が使用するために設
使用又は借り上げ料	使用料、電気水道の使用料	置した仮設トイレ
		〇 救援活動を部隊の隊員にかか
3 災害派遣部隊の救援	〇 救援活動に使用した電気	る燃料費(炊事用等)
活動に伴う光熱水量費	•水道 • 燃料費	〇 指揮システムの設置に係る費
及び電話料等	〇 救援活動に必要な電話料	用、インターネットの使用料

内 容	県	自衛隊
4 災害派遣部隊の 救援	〇 土地の収用に係る費用	〇 救援活動をしている部隊の隊
活動中に発生した損害に	〇 自衛隊とともに活動する	員の災害補償費
対する補償費(自衛隊装	ボランテイアや業者が怪我	〇 自衛隊装備車両等の修繕費
備に係るものを除 く。)	をした場合の補償費	
5 災害派遣部隊の 輸送	〇 他方面からの部隊の移動	〇 救援活動に使用するため県の
のためのフェリー料金等	のためのフェリー代	要求量を超えて使用した借用し
民間輸送機関に係わる運	〇 民政支援のための物資運	た物品の輸送会社による運搬費
搬費	搬のために民間の輸送会社	用(借用時・返納時ともに)
	を使用した際の費用	
6 災害派遣部隊の 食料		〇 派遣部隊の給食及び洗濯用備
費•被服維持 費•医療		品(洗濯機・乾燥機等)並びに
費・車両 等の燃料・修		医療費・燃料費・修理費
理費		
7 写真用消耗品費		〇 行動記録及び部隊行動に必要
		な写真の消耗品費
8 損害賠償費	〇 自治体等が管理する地域	〇 賠償金の他、自衛隊が活動中
	内で管理が十分で無かった	に物品を壊した場合の補償費等
	ために生じた物品破損事故	
	の賠償費	

- 11 その他(阪神・淡路大震災以降、自衛隊の災害派遣部隊に新たに付与された権限)
- (1) 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - 警告・避難等の措置(警察官職務執行法、以下「警職法」という。)
 - 〇 警戒区域を設定し、立入の制限・禁止、退去を命ずる等の処置(災害対策基本法、以下「災対法」という。)
- (2) 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - 土地・建物等への立入(警職法)
- (3) 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - 妨害車両の移動等の措置(災対法)
- (4) 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置 (災対法)
 - 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場におる災害 を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置(災 対法)
 - 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置(災対法)